

一般社団法人国際砂防協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人国際砂防協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、世界で多発し、激甚化する土砂災害について、その被害軽減を図るため、国際的に砂防の在り方を探求し、砂防に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、世界で展開されている砂防を支援することにより、世界の砂防の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 国際（海外）砂防の拡充及び促進に資するための周知・要望活動
 - (2) 国際砂防に関する情報収集及び提供
 - (3) 国際砂防に関する調査研究
 - (4) 国際砂防に関する世界各国との交流推進
 - (5) 国際砂防に関する啓発及び普及
 - (6) 国際砂防に関する刊行物の出版
 - (7) 国際砂防に関する受託調査・研究等
 - (8) 国際砂防に関する講習会、セミナー、シンポジウム等の実施
 - (9) 国際砂防に関する建議
 - (10) 本協会の目的に適合する学会・団体等への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本協会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。
 - イ 一種正会員 個人
 - ロ 二種正会員 法人及び団体
 - (2) 賛助会員は、本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 二種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。

(4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日の7日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款で別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までまでに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団・財団法人第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事は正会員(二種正会員にあっては指定代表者)の中から選任するものとする。ただし、理事のうち3名は正会員以外の者から選任することができる。

3 会長、副会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事長は、本協会を代表し、本協会の業務を掌理するとともに、会長及び副会長を補佐する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、本協会の業務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の決議に基づき、本協会の業務を執行する。

6 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務の執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第 28 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員については、再任を妨げない。
 - 4 役員が第 24 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 29 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分 2 以上の多数による決議によらなければならない。

(役員報酬等)

- 第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第 31 条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

- (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任)

- 第32条 本協会は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、役員と同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員と同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 本協会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員等との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第33条 本協会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第32条第2項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対して、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集するとき。
- (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、理事会に出席した代表理事及び監事が、署名及び押印をしなければならない。

第7章 国際砂防研究所

(設置等)

第42条 会長は、本協会の業務の円滑な執行を図るため、理事会の決議を経て、国際砂防研究所を設置する。

- 2 国際砂防研究所には、国際砂防研究所所長及び所用の職員を置く。
- 3 国際砂防研究所所長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。
- 4 国際砂防研究所に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第43条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第44条 本協会の財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

第48条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

第49条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第51条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第52条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

(合併等)

第54条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、他の一般財団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的の事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第55条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1項及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第56条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第57条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第58条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任命し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第59条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 会員名簿
 - (7) 事業報告書
 - (8) 収支計算書
 - (9) 社員総会、理事会の議事録
 - (10) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録
 - (11) 監査報告書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第50条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第61条 当法人の最初の事業年度は、本協会成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第62条 本協会の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 大井英臣
設立時理事 岡本正男
設立時理事 原 義文
設立時理事 大久保 駿
設立時理事 近藤浩一
設立時理事 森 俊勇
設立時代表理事 大井英臣
設立時代表理事 岡本正男
設立時監事 亀江幸二
設立時監事 中野泰雄

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第63条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 東京都江東区豊洲4丁目10番6-510号

- 氏名 岡本 正男
2 住所 埼玉県新座市新堀一丁目5番50号
氏名 近藤 浩一
3 住所 東京都稲城市東長沼1986番地
氏名 森 俊勇

(法令の準拠)

第64条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。以上、一般社団法人国際砂防協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年1月19日

設立時社員 岡本 正男

設立時社員 近藤 浩一

設立時社員 森 俊勇